

今回届け出る規定	現行規定
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 著作物の使用料</p> <p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 ビデオグラム録音 著作物をDVD、Blu-ray Discなどの記録媒体に連続した映像とともに固定し、又はその固定物（以下「ビデオグラム」という。）を増製する場合の使用料は、第3節、第15節又は第16節が適用される場合を除き、ビデオグラムの複製目的又は種別に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>1 商用複製 (略)</p> <p>2 非商用複製 (略)</p> <p>(ビデオグラム録音の備考)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>① (略)</p> <p>(使用料計算の特例)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>ドラマ・アニメのビデオグラムのうち、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60%までのものであり、次の㊸又は㊹に該当するものの複製使用料は、1(1)ウ(イ)aの算式によって算出した額又は0.6円のいずれか多い額とし、同割合が60%を超えるものであり、次の㊸又は㊹に該当するものの複製使用料は、1(1)エ(イ)の算式によって算出した額又は1.6円のいずれか多い額とする。</u></p> <p><u>㊸ ビデオグラムの小売価格（消費税を含まないもの）が1,500円以下であり、かつ、著作物の利用時間が20分以上であるビデオグラム</u></p> <p><u>㊹ ビデオグラムの小売価格（消費税を含まないもの）が1,500円を超え6,000円以下であり、かつ、著作物の利用時間が200分以上であるビデオグラム</u></p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 著作物の使用料</p> <p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 ビデオグラム録音 著作物をDVD、Blu-ray Discなどの記録媒体に連続した映像とともに固定し、又はその固定物（以下「ビデオグラム」という。）を増製する場合の使用料は、第3節、第15節又は第16節が適用される場合を除き、ビデオグラムの複製目的又は種別に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>1 商用複製 (略)</p> <p>2 非商用複製 (略)</p> <p>(ビデオグラム録音の備考)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>① (略)</p> <p>(使用料計算の特例)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p>

(本規定により難しい場合の使用料)

⑦ ビデオグラム録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。

(経過措置)

⑧ 2(2)の規定において、50%とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは20%、2022年4月1日から2024年3月31日までは35%とそれぞれ読み替える。この場合において、算出した1ビデオグラム当たりの使用料が1,020円を下回る場合は、1,020円とする。

第8節～第17節 (略)

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第7節ビデオグラム録音の規定については、2023年4月1日から実施する。

(本規定により難しい場合の使用料)

⑥ ビデオグラム録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。

(経過措置)

⑦ 2(2)の規定において、50%とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは20%、2022年4月1日から2024年3月31日までは35%とそれぞれ読み替える。この場合において、算出した1ビデオグラム当たりの使用料が1,020円を下回る場合は、1,020円とする。

第8節～第17節 (略)